

○財務省告示第三百五十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成二十二年十一月一日

財務大臣 野田 佳彦

川内港指定保税地域

一 土地

鹿児島県薩摩川内市港町字唐山六一一〇番一八三にある北緯三一度五一分二五秒、東経一三〇度一分四二秒の地点を起点とし、同地点から一一〇度〇九分四九秒の方向に引いた線上七八・五二〇メートルの地点をアとし、同地点から起点とアを結ぶ線に右回りに二六九度三六分一四秒の角度で引いた線上一八・八〇五メートルの地点をイとし、同地点からアとイを結ぶ線に右回りに八七度二五分三一秒の角度で引いた線上〇・八九〇メートルの地点をウとし、同地点からイとウを結ぶ線に右回りに二七二度五七分二六秒の角度で引いた線上八八・三〇二メート

トルの地点をエとし、同地点からウとエを結ぶ線に右回りに一二七度五九分三八秒の角度で引いた線上六・一〇一メートルの地点をオとし、同地点からエとオを結ぶ線に右回りに一四一度三分四五秒の角度で引いた線上三・九八六メートルの地点をカとし、同地点からオとカを結ぶ線に右回りに二七〇度三六分一八秒の角度で引いた線上一九・七一二メートルの地点をキとし、同地点からカとキを結ぶ線に右回りに八九度四八分四八秒の角度で引いた線上一三三・〇五四メートルの地点をクとし、同地点からキとクを結ぶ線に右回りに二一二度四一分一〇秒の角度で引いた線上九・二一三メートルの地点をケとし、同地点からクとケを結ぶ線に右回りに二三七度一三分四〇秒の角度で引いた線上一五・九一八メートルの地点をコとし、同地点からケとコを結ぶ線に右回りに九〇度〇五分五二秒の角度で引いた線上五四・八〇五メートルの地点をサとし、同地点からコとサを結ぶ線に右回りに二七一度〇〇分五四秒の角度で引いた線上四九・二六五メートルの地点をシとし、同地点からサとシを結ぶ線に右回りに二六九度〇一分四二秒の角度で引いた線上二八三・〇四四メートルの地点をスとし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地二九、二三八・七四平方メートル

一 建設物その他の施設

名 称 川内港京泊上屋

所在地 鹿児島県薩摩川内市港町字唐山六一一〇番一七六

構 造 鉄筋コンクリート造平家建

面 積 一、八四八・二五平方メートル